

令和6年2月第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日(金)

午前10時00分から午前10時25分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(42人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 5番 太田 明

7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭 10番 柴田博行

11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖

15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員(4人)

農業委員 4番 池田 実 6番 池田和道

推進委員 28番 太安隆文 44番 佐子ゆかり

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第7号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第4 報告第2号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さんおはようございます。
ただいまから令和6年2月総会を開催いたします。
それでは、会長ご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。
天気に恵まれまして、久しぶりの晴れだったというふうに思います。
季節のほうは立春も過ぎまして季節が変わっていております。今年
は暖冬という傾向のようございまして、昨年1月末にはかなり大雪
が降って大変皆さん苦勞されたんだというふうに思いますが、今年
はなかなか雪のほうも少ないようございまして、これから忙しくなると
きであります。災害がないように、暖冬もいい面、悪い面あると思
いますけど、頑張っていきたいというふうに思います。
今日は議案のほうも3条だけということで、4条、5条がないという
非常に珍しいことだろうというふうに思います。珍しいじゃなくて、
初めてのことでないかというふうに思いますけれども、慎重審議の
ほうをよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、会議のほうを進めさせていただきます。
本日の欠席委員の方は2名いらっしゃいます。4番委員、6番委員、
2名の方からご欠席の届けがあります。よって、ただいまの出席委員
は19名中17名でございます。定足数に達しておりますので、2月
総会が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務
めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお
願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長に
おいて指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議事録署名委員は、15番、 委員、16番、
委員を指名いたします。
日程2、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議に
ついてを議題といたします。
番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の

審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

それでは、番号1でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆539㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

現地調査の件なんですが、2月2日に現地確認及び調査をいたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は、後継者が農作業を継ぐ意志がなく、また高齢で労力不足により多くの土地を耕作することが困難であり、数年前から譲受人が耕作している農地を売買することといたしました。譲受人は兼業農家であります。休日は後継者といってもまだ高校生ですが、一緒に農作業をしており、農地取得後も後継者と一緒に農業をすることと認められます。そういう状況で不正はありませんので、よろしく審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1,491㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 15番です。

議長 はい、15番委員。

15番委員 番号2について、1月27日、譲受人と現地で状況確認を行いました。また、譲渡人は譲受人の母親であり、現在療養施設に入院しているため、譲受人との確認のみで行いました。今回譲渡された田2筆は以前より譲受人が水稻を作付して管理している田であり、今後も水稻の作付を行う予定だそうです。母親の体調を考慮して、現在は療養施設に入院していますが、今後のことも考え、今回所有権移転を申請したものです。

譲受人の世帯は現在夫婦2人で生活しており、農業を2人で行っており、農業機械としてはトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機、管理機等を保有しており、農業活動に関しては問題ないと思われます。審議のほうよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆666㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

本件につきまして、譲渡人、それから譲受人につきましては近所同士の間柄でございます。また、譲渡人が現在広島在住ということで、実家は現在誰もいないということでございます。2月3日に譲渡人に内容を確認いたしました。これは電話で行いましたが、現在誰もいないという状況で労力不足、そうした点、それから今後のことを考えて所有権移転、こういったところを含めた管理を譲受人に依頼をしているという状況でございます。この譲渡人の祖母が生前からこの農地の関係について管理をお願いしたいということもありまして、今回申請を行った案件でございます。譲受人につきましては、現在家族5名で後継者もあります。それから、水稻も1ヘクタール以上の栽培、それから黒大豆、そうした栽培を行っておりまして、農機具等につきましてもトラクターを2台所有、それからコンバイン、田植機、管理機、こういったものも所有しておりまして問題ないと思います。現地の確認につきましては譲受人と2月4日に会いまして、現在のところジャガイモとかタマネギ、そうしたものの栽培を行っているということで、圃場自体もきれいにされておりました。こういった点を確認しておりますので、本件の審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆439㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号4について説明いたします。

両者は近隣で、譲渡人は高齢女性でありまして、もうあまり農業はできないということから譲受人の農地続きにある畑を譲り、管理してもらうものです。譲受人は会社員ながら水稻、白ネギなどを熱心に栽培しておりまして、農地も自宅に近く、地続きであることから管理しやすく適当と思われま。その他何ら問題はございませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、市外の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田2筆1,995㎡、畑1筆219㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 この案件、番号5につきましては私が担当ですので説明させていただきます。

2月1日に現地確認を行いました。譲受人、譲渡人とも県外にありまして立会いはできなかったのが電話のほうで。譲受人の方と、それから譲渡人の娘さん、譲渡人の方は電話ではなかなか難しいということに娘さんが対応されました。譲渡人は県外におられます一家で、農地は貸して耕作してもらってありましたが、その方が病で耕作ができないという体となってしまいまして、ここ数年間は遊休農地となっております。このほど真庭市にはもう帰ってこないという結論をされたようで、家と農地を手放すために不動産業者を通して譲受人との話がまとまったものでございます。譲受人はこれも県外に住んでいまして、以前より農業がやりたいというふうに思っておられたそうで、どこかよい場所がないかと探しておられました。そして、今回の案件が出まして、家と農地が両方あるということでこの地を選んで真庭市のほうに来られるということでございます。この譲受人の方は一家で、親2人と、それから子供さんがおられるということで、農業は初めてのことで、これからはまずこの農地の草刈りをして手をつけて栽培できるところに持っていこうということで、稲作と野菜等を考えておられるということでございます。まだまだ何をやるか、そこまで深いところまではまだまだ考えられないということで、一步一步進まれるんではないかというふうに思います。そのため、農業機械等も今は持つ

ておられません。今後必要なものはそろえていきたいと、これからまずは引っ越してきてということになるんだらうというふうに思います。夫婦2人で頑張っていかれるものと強い決意を持っておられるように思われました。非常に先は楽しみもあり、また厳しい面もあるかというふうに思いますけど、必要があれば関係機関の協力が必要かもしれません。そういうことには地域の一員として手を取ってもらえればなというふうにも思っております。

以上で番号5の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆506㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

1月31日に譲受人と現地で会い、詳細について話を聞きました。譲渡人については電話をしたんですけど、不在なので家族の方と電話で確認を行っております。譲渡人と譲受人は同じ部落で近所で昔ながらの知人でございます。譲受人は30年ほど前に、譲渡人が山の木を切るための搬出する道を譲受人の山の中を通してくれということで、その代わり今回の水田を代替として出すということで話がまとまり、その後ずっと耕作を行ってききましたが、譲渡人も譲受人も高齢のため、無償譲渡ということで再度話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人は長年にわたり耕作してきたので農機具もほぼ所有しており、家のすぐ隣ということで、今後野菜作りをしていきたいということでありました。指摘事項もございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号7でございます。

美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、田2筆5,739㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、本日6番委員さんが欠席されておりますため、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 番号7の案件につきまして、本日6番委員のほうでご欠席されておりますので代わりに説明をさせていただきます。

2月2日に譲受人の自宅にて聞き取りの調査をされております。この案件につきましては、売買によります所有権移転の申請です。譲渡人は女性お一人で生計を立てておられます。もう高齢なので農業廃止に向けて農地を手放したく、10年以上耕作してもらっている譲受人に農地を買っていただけないかということでご相談をし、売買が成立しております。譲受人は5人家族の専業農家で、水稲作付面積3町歩ほどを耕作されておられまして、耕作に必要な機械等は全て整備しており、何も問題ないと思われまして、その他指摘事項はございませんので、ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号8でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田5筆5,431㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいいたします。

39番推進委員 議長。

議 長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番です。

2月2日に譲受人立会いの下で現地調査を行いました。譲渡人は、嫁いで湯原には住んでおるんですけど実家からは出ております。このきり相続しても耕作できないということで、譲受人との相続した頃から話をして、このきり話がまとまったものです。譲受人は夫婦と息子の3人で乳牛、経産牛を40頭、育成牛を12頭する、酪農専業で農機具等を一式持っておられますし、転作等、20町近くを耕作しておりますので何ら問題ないと思えます。その他指摘事項はございませんので、ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

日程3、議案第7号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第7号につきまして、3ページをお開きください。

議案第7号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年2月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全41筆でございます。ただ、7ページに記載の所有権移転につきましては、田8筆9,045㎡が農地中間管理機構であります岡山県農林漁業担い手育成財団から八束の譲受人へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、報告第2号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 9ページをお開きください。

報告第2号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

次のページをお開きください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第2号、報告第3号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

8番委員 お願いがあるんですけど。

議長 はい、どうぞ。

8番委員 すみません。ちょっとお時間いただきたいんですけど、この間岡山のほうの会議に参加したときに、農業新聞を取っていらっしゃる方が結構いらっしゃるんですけども、聞いたらこっちはびっくり。全国の農業委員、推進委員の方も、活動声明とかそういう言葉を新聞の中に出されていますので、最低本当に推進委員をされている期間には一応ぜひ購読していただけたらというふうに思いますので、皆さんよろしくお願

しますです。

議 長 ありがとうございます。

私のほうからもお願いしたいというふうに思います。ぜひ皆様も取っていただくように頼みます、よろしくをお願いします。

ほかにはございませんか。

7番委員 はい。

議 長 はい、どうぞ。

7番委員 お願いです。運営委員会のなかで少し論議をしてほしいんですが、委員構成で女性をぜひ増やしたいというふうに思いますし、増やしていただきたいなと思ひまして、国や市というのも目標3割となってますけども、真庭では全体からいうと2人が1人になって1割に満たない状況になっていきますので、やっぱり農業者などでも女性が占める割合というのは非常に高いと思いますので、それに対しても意見や考え方を含めて、こういう場にも反映していくべきだろうというふうに考えますので、公募性とかいろいろあるかと思ひますけれども、それも含めて委員会のほうで少し論議いただいて、次の、再来年になりますか、そこでどうするかというのを少し出していただければなと思ひます。

議 長 分かりました。

事務局のほう、よろしいですか、このことについては。また、検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局からはよろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、これで2月総会を閉会したいというふうに思います。

次回3月総会は3月11日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時25分 閉会)

